

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に 関する条例の見直しに関する意見

平成19年11月

人権救済条例見直し検討委員会

は　じ　め　に

国の人権擁護法案の成立が不透明な中、地方における人権侵害の救済を図る目的で平成16年12月に執行部から鳥取県人権救済手続条例案が提案されましたが、県議会において継続して審議され、平成17年10月に新たな条例案が議員提案され、現在の鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例が成立しました。

しかし条例の成立前後に、県内外から条例の賛否にわたる多数の意見が寄せられ、その結果施行を停止し条例の抜本的見直しが行われることとなりました。その理由は、地域立法である県の条例は、県内の実態を反映し、司法や他の制度による救済や解決のほかに県の条例による対応が必要であることが大前提であるにもかかわらず、条例立案に際し、県内において発生している人権侵害の事実や被害を受けたとされる人が望んでいる救済等について十分な確認が行われず、地方公共団体が行うべき有効な救済についての検討が不十分なまま条例が成立してしまったことによるものと思われま

す。それゆえ、人によっては条例に対し過大な期待を抱く一方、条例により新たな人権侵害を生むのではないかという懸念が広がりました。

本委員会は、知事から抜本的な見直しを期待され、県内で発生している人権侵害の事実の確認と条例の法的整理について依頼を受け、平成18年5月から救済機関及び当事者等からの聞き取り調査に着手しました。県内救済機関36機関68人及び当事者団体等38団体等100人に聞き取りを行い、県民が人権侵害と捉える事実、現行の救済制度の状況、そして県民が望む救済について一定の概要を確認できたことは大きな収穫でした。

加えて、人権救済制度にいう「人権」について、そもそも法の世界と県民の理解において差異があることが確認でき、また人権救済制度の世界的動向、地方自治上の考察についてその研究者から直接説明を受けることができました。

本委員会の検討は延べ18回1年6月の長期間に及びましたが、委員各位の多彩な識見によって人権救済制度の考察に必要な論点について議論を尽くすことができました。そして、その検討結果と若干の今後の対応方針案を本委員会の意見として本書のとおり取りまとめて提示することで意見の一致をみたものであります。

平成19年11月2日

人権救済条例見直し検討委員会
会　長　永　山　正　男

〔目 次〕

	ページ
1 人権救済条例見直し検討委員会による条例見直しの経過	P . 1
2 基本的事項の整理	P . 2
（ 1 ）人権概念について	P . 2
ア 人権概念の整理	P . 2
イ 本検討委員会で検討する人権の概念	P . 2
（ 2 ）人権問題における地方公共団体の存在について	P . 3
ア 地方公共団体が救済を行う根拠	P . 3
イ 地方公共団体による救済の謙抑性	P . 3
3 人権救済条例の目的と内容	P . 4
（ 1 ）指摘された問題点	P . 4
（ 2 ）人権救済条例の目的について	P . 4
（ 3 ）人権救済条例の内容について	P . 4
4 県内における人権侵害の事実、救済状況	P . 6
5 当事者の望む救済と地方公共団体が行うべき救済	P . 7
（ 1 ）被害者が望んでいる救済	P . 7
（ 2 ）地方公共団体が行うべき救済	P . 8
6 救済制度、施策の提案	P . 10
（ 1 ）地方公共団体が個別救済を図る場合に踏まえるべき事項	P . 10
（ 2 ）条例見直しの方針（案）	P . 17
参考資料	
別紙 1 「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」の経過	P . 21
別紙 2 鳥取県人権救済条例見直し検討委員会の開催状況	P . 22
別紙 3 国内機構の地位に関する原則（パリ原則）	P . 23
別紙 4 「人権救済条例見直し検討委員会で聞き取り調査を行った 救済機関一覧」	P . 26
別紙 5 「人権救済条例見直し検討委員会で聞き取り調査を行った 当事者の団体等の一覧」	P . 27
別紙 6 「鳥取県内で発生した人権侵害の類型と救済施策」	P . 28
別紙 7 人権救済条例見直し検討委員会委員名簿	P . 31

1 人権救済条例見直し検討委員会による条例見直しの経過

人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」(以下「人権救済条例」という。)は、執行部が平成16年12月に提案した条例を基に、新たな議員立法という形で平成17年10月成立した。しかし、その内容をめぐって、鳥取県内外から多くの意見が寄せられ、また、同年12月と平成18年1月に開催された有識者による「人権救済条例に関する懇話会」において「県内の人権侵害の事実の確認が必要」「人権侵害の定義があいまい」などの条例の重大な問題点が指摘された。

県は、これらの意見を受け、条例を抜本的に見直す必要があると判断し、平成18年2月定例県議会に条例の施行停止とその見直し事業の実施を提案し、可決された。

県は、県内有識者10名による人権救済条例見直し検討委員会(以下「本検討委員会」という。)を設け、人権救済条例を予断も予見もなく抜本的に見直すため、本検討委員会に県内の人権侵害の事実の確認、条例の法的整理を依頼した。

本検討委員会は、同年5月に第1回会議を開催して、県内の人権侵害の事実を調査し、県条例による救済が必要な人権侵害を確認し、適切な救済方法を検討することを決定した。

以降、まず、救済機関から人権侵害の事実と既存の救済制度の状況について聞き取り調査を行い、引き続き、平成19年2月以降は当事者の聞き取り調査により期待される救済内容等の確認を行った。このように聞き取り調査は平成19年5月まで1年にわたり県内救済機関36機関68人及び当事者団体等38団体等100人に及んだ。またこの間、人権の概念、人権救済制度の世界的動向、地方自治上の考察についても研究者から直接説明を受けることができた。

以上の検討を踏まえて平成19年6月から条例の法的整理の検討を行い、人権の概念、地方公共団体による救済の概念等、人権救済条例の目的内容、県内における人権侵害の事実等、当事者が望む救済と地方公共団体が行うべき救済などの想定できる論点について整理を試み、その結果として平成19年10月に第18回の委員会において本検討委員会意見を取りまとめ、地方公共団体が個別救済を図る場合に踏まえるべき事項、条例見直しの方針(案)などを提示した。

資料 別紙1「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例の経過」

別紙2「鳥取県人権救済条例見直し検討委員会の開催状況」

2 基本的事項の整理

(1) 人権概念について

ア 人権概念の整理

人権については、それを 法的に保障されることに重きを置く考えと、 個人が人として尊重されることに重きを置く考えがある。

法的に保障される人権という意味では、日本国憲法に規定する基本的人権が対象となり、法学においては、個人の自由に対する国家による侵害を防ぐ権利である自由権が人権の中心であるとされる。そこでは、人権を国家権力に対抗するための権利に限定して解釈される。判例、通説によれば、私人の間における権利の侵害は直接憲法上の人権規定から導かれるのではなく、憲法の趣旨を間接的に私法に適用することにより解決すべきものとされる。それ故、わが国の法制における人権という用語は、通常、公権力に対する権利という意味で用いられている。社会権や新しい人権（プライバシー、肖像権、知る権利、環境に係る権利など）等も基本的には公権力との関係で用いられるものである。しかし、新しい人権という用語が示すように、新たな社会問題の発生や人権意識の高まりによって、人権のカタログは拡大しつつあり、現行法により明文で規定されているもののみを人権とするわけではない。ただし、法的に保障されるためには権利の具体的内容や権利として認められる範囲が確定される必要がある。

これに対して、日常生活で用いられる人権という用語は、通常 の意味で用いられ、必ずしも公権力との関係に限定されていない。人権という言葉が身近な地域社会や集団生活の中で使われるとき、それは、個人が社会や集団の中で尊重され、個々の生活や人間関係を維持発展するために必要な権利という意味を持つ。人権を侵害する相手方は国家等の公権力に限らず、個人や企業も考えられている。わが国の法制上ではこのような用法は限られているが、国際社会において、世界人権宣言や国際人権諸条約、国内機構の地位に関する原則（以下「パリ原則」という。注参照）等に定める人権の範囲は広く、公権力による侵害は中心課題であるとしても、それに限定されない人権が構想されている。

このように人権の概念は多義的であり、同時に、それらの概念はそれぞれにその成立の根拠を有している。しかし、社会における様々な権利義務関係に変化を与える条例という法形式では、住民の法的地位の安定性という観点からその権利義務関係がどのように変化するかを厳密に規定する必要があり、人権概念は の意味で用いるべきである。ただし、同じ条例という法形式でも、啓発などを目的とするのであれば、 の意味での用法も可能であり、妥当な場合もある。

（注）1993年12月に国連総会決議で採択された国内人権機関を設ける際の指針となるもの。別紙3参照

イ 本検討委員会で検討する人権の概念

現在の人権救済条例は人権という概念を広い意味で使用し、法学上の人権概念との関係を明確にすることなく、広く私人間に適用している。そのため、条例という法律の世界において混乱を生じた。現条例を見直す本検討委員会では、法学上の人権概念を堅持しつつ、 の用法が条例を作った趣旨であると考えて、「人権問題」の事実の確認や検討を行うこととした。

(2) 人権問題における地方公共団体の存在について

ア 地方公共団体が救済を行う根拠

行政法の領域においては、行政法を「行政に特有な国内公法」とする学説が過去のものとなって久しい。その趣旨は、行政のあらゆる作用を公権力の行使と捉えることの否定であった。とりわけ、自治体行政においては、行政と住民とを対等のパートナーと考えることによって、住民の自治体行政への参画、行政と住民、団体等との多様な役割分担を発展させてきている。

日本国憲法や世界人権宣言にあるように人権は国政において最も尊重され、行政には人権が尊重される社会の実現に向け、様々な施策を行っていく責務があるとされる。労働基準法、児童福祉法、児童虐待防止法、男女雇用機会均等法、高齢者虐待防止法といった個別救済制度や人権教育啓発推進法が設けられ、国そして地方公共団体により個別救済、人権尊重の取り組みが行われている。そして個別法によって授与された個別救済以外の取り組みについても、国はもちろん、地方公共団体がそれを地方自治法第2条に規定する自治事務と位置づけ実施することは、憲法やパリ原則等の趣旨に合致しているといえる。

現代の行政は、住民の多様なニーズに応えるためその活動範囲を拡大し、住民間の様々な利害の調整を行っている。人権侵害を受けている住民から、公共の利益を図るべき行政が困っている被害者の現状を救うべきだという要求が起きている。

上記のような背景により、地方公共団体が人権侵害を受けている住民の個別救済を行おうとしているものと考えられる。

イ 地方公共団体による救済の謙抑性

現在の人権救済条例は、準司法的な判断（注参照）によって人権救済を行う条例であり、その予定する機能は、地方公共団体が公権力として立ち現れる場面である。したがって、人権を侵害する公権力としての側面をよく理解する必要がある。

地方公共団体が人権尊重の大切さを広く住民に広め啓発している限りでは問題は少ない。しかし現実に起きている侵害を停止させ、再発を防止するといった準司法的な手法により直接住民の権利や利益に影響を及ぼす救済を行う場合には慎重さが求められる。パリ原則においても、国内人権機関の追加的原則として準司法的権限が規定され、「調停により、または法が規定する制約の範囲内で、拘束力のある決定によって、（中略）友好的な解決を追求すること」とされている。

人権救済条例に反対する声には、被害者の住民がパートナーとして救済を求める身近な地方公共団体が、公権力を用いて住民の生活活動に介入することにより逆に一般の住民の権利を侵害しはじめるのではないかという不安が反映されている。反対論の危惧には根拠がある。

救済制度検討においては、地方公共団体が行う救済には住民の権利を制限する公権力の側面があることに十分に留意し、救済方法の妥当性等を慎重に検討する必要がある。

（注）争訟の裁決、決定等裁判所が行う司法作用に準ずる作用を行政機関が行うこと（有斐閣「新法律学事典」から引用）

3 人権救済条例の目的と内容

(1) 指摘された問題点

人権救済条例の成立前後に指摘された問題点は、次の点であった。

他方、個別救済を目的とする人権救済条例に広く人権擁護推進効果、人権意識啓発効果を期待する声も少なくなかった。

(ア) 立法事実の確認が必要

(イ) 人権侵害の定義があいまい

(ウ) 救済の実効性を図る間接強制手段(過料、勧告、公表)の妥当性が疑問

(エ) 表現の自由、報道の自由の侵害のおそれ

(オ) 適正な手続き保障に欠けること

(カ) 行政機関による人権侵害の救済が不十分

(キ) 人権救済委員会の独立性が確保されていないこと

(2) 人権救済条例の目的について

ア 救済

人権救済条例を制定し、個別の救済を行うことを地方公共団体に求める声があるのは、人権侵害という被害に遭い救済を求める人があるからである。

しかし、他方の住民にとっては地方公共団体は権利を制約する公権力である。よって、どのような人権侵害が発生しており、その救済に適切な方策はどうあるべきかを慎重に判断することが必要である。

イ 準司法的な救済を行う目的

現在の人権救済条例(以下「現条例」という。)は、発生した人権侵害を「準司法的」な手続により個別に救済するための条例である。人権侵害の法的な救済は、本来司法が担うべきものであるにもかかわらず、地方公共団体による「準司法的」な手続が求められるのは、司法手続によらずに簡易・迅速に救済を得ることができる利点への期待による。

簡易性は書面様式や窓口での手続で実現できる。しかし、迅速性については、正確性を保って実現することは容易ではなく、十分な検討が必要となる。

(3) 人権救済条例の内容について

救済として何を求めるかによって、当然制度設計は変わる。

行政による人権侵害の救済は、啓発、教育や各施策の実施によりその効果として人権侵害の発生を減少させ、行政以外の者による救済の充実へとつなげるものと、現条例が

目的とするような発生した人権侵害を個別に救済する個別救済の2つがある。

個別救済には大きく分けて3つの内容がありうる。(a)現に発生している侵害行為そのものの排除、(b)物心両面の被害回復といった被害者の支援、あるいは被害者の自立の支援、(c)再発防止対策、加害者制裁である。

現条例による救済は、「準司法的」な手続と位置づけられて侵害行為の排除と再発防止対策がその主な内容となっている(第21条、第24条、第28条)。しかし、人権侵害の範囲が不明確なうえに再発防止対策が重すぎるという批判がある。

救済について被害者の支援や当事者の関係調整を目的とすれば、被害者支援措置に重点を置き、また、侵害行為の排除についても相手方の合意に基づく場合に限定することとなり、再発防止対策や加害者制裁も後退するので、人権侵害の範囲を広くする制度が設計できる。また、公権力による人権侵害の救済を重視すれば、再発防止対策や加害者制裁を含め、救済対策や人権侵害の範囲を広く設定する制度も選択できる。

条例によって設けることができる制度は、県民の表現の自由や内心の自由を侵すことはできないなど憲法はもちろん地方自治法に定める条例制定権の限界など法律の制限を受ける。

条例の目的である簡易・迅速な救済を正確性を保って実現するためには、高い専門性が不可欠であるが、その確保は容易でなく、一般的な判断が可能な具体的基準を示す推定規定など実定法の整備が必要となる。迅速性と正確性の確保については、制度設計にあたり十分に検討する必要がある。

発生している人権侵害の事実の内容と被害者の望んでいる救済を十分踏まえた上で、地方公共団体による救済の必要性を吟味し、必要であればその目的と範囲を明確にし、適切な救済の方法を選択することが必要である。

4 県内における人権侵害の事実、救済状況

多様な人権問題について県内の人権救済機関36機関68人及び当事者の団体、個人38団体等100人に人権侵害の事実や救済の状況について聞き取り調査を行い、また委員会において人権救済機関17機関21人、当事者の団体、個人23団体等30人に出席を依頼し、意見交換を行った。(別紙4、別紙5参照)

聞き取り調査において人権侵害の事例とされたものには、人権侵害であると判断されるもの、施策の不備や行政サービスの不足にすぎないと判断されるもの、判断の分かれるもの、表現的行為又は取扱的行為によるもの、事業によるもの又は私生活の活動等におけるもの、また事業によるもののうち、公権力によるものとそうでないもの、救済のための個別法、個別制度が整備されているもの又は整備されていないもの、整備されている個別制度が十分機能しているもの又は十分機能していないもの等に分かれた。(別紙6参照)

しかし、聞き取り調査によって本県内の人権侵害の事実がすべて把握できたわけではなく、近隣における迷惑行為、刑務所におけるもの、マスコミ報道によるものなどもあると言われている。

- 資料 別紙4「人権救済条例見直し検討委員会で聞き取り調査を行った救済機関一覧」
- 別紙5「人権救済条例見直し検討委員会で聞き取り調査を行った当事者の団体等一覧」
- 別紙6「鳥取県内で発生した人権侵害の類型と救済施策」

5 当事者の望む救済と地方公共団体が行うべき救済

(1) 被害者が望んでいる救済

聞き取り調査の結果、被害者として次のようなことを望んでいることが明らかになった。

ア 被害者への支援を望むもの

緊急避難

- ・DVや性犯罪等を受けたため緊急避難的に駆け込む場所、問題提起できる場所としての救済機関

相談すること自体

- ・侵害を受けたり、理不尽な思いをする被害者等は、とにかくその事実を聞いてもらうこと、自らの気持ちの吐露自体

精神的なケア

- ・相談への共感
- ・カウンセリングを受け、適切なアドバイスや心理的な療法による精神的な解決
- ・侵害への共感と示唆
- ・被害の救済を求めることの正当性への共感と示唆

イ 加害者への関与を望むもの

侵害の停止

- ・勧告（警告）、告発、制裁等により、差別発言やいじめ、差別的取扱いなど現実に起きている人権侵害が停止し、侵害が排除されること。

再発の防止

- ・発言や取扱いなどで侵害自体は終わっているが、勧告（警告）、告発、制裁等により、それがくり返されないこと。

制裁（公表など）

- ・公表などの制裁

相手方との和解、関係調整

- ・あっせん、調停による加害者との人間関係の回復

被害の補償

- ・加害者から被害を補償（賠償等）されること。

相手方の反省と謝罪

- ・相手方が行為の誤りを認める、反省、謝罪の言葉

聞き取り調査では、「侵害の停止」「再発の防止」を求める声はもちろん聞かれたが、相手方に対する措置としては相手方との関係調整、相手方が侵害を認識し、または反省を示すこと（ ）が「制裁」よりも多く望まれている。

ウ 施策や制度の充実を望むもの

既存制度の活性化

- ・十分に機能していない既存制度が活性化されたり、利用されやすくなることにより救済されること。

人権が尊重される社会の実現

- ・法改正や人権施策など新たな制度、施策が実施され、それにより救済されること。被害者の申し出により、改正制度が検討され施策に反映されることなど。
- ・人権侵害の予防のための人権救済制度の創設
- ・人権救済条例による人権侵害禁止の啓発効果
- ・啓発、教育を充実し、人権侵害の発生しない社会
- ・人権推進制度、施策への当事者、支援団体の参加、関与（制度創設から運用、評価まで）

(2) 地方公共団体が行うべき救済

(1)の被害者が望んでいる救済を踏まえ、地方公共団体が行うべき救済について考察する。

ア 救済方法

「3 人権救済条例の目的と内容」の「(3) 人権救済条例の内容について」の で述べたように、地方公共団体が取り組むべき救済の方法は概ね次の2つがある。

一般施策（教育、啓発、各種施策）

人権が尊重される社会を実現するための啓発、教育及び各種施策といった権力を伴わないもの

個別救済

発生した侵害案件を個別に解決するもの

個別救済には、公権力を用いて準司法的に行う救済（裁定型。例：現条例、児童虐待防止法等）公権力は用いるが準司法的でない救済（調停型）公権力を用いない救済（相談等）がある。現条例について指摘されている問題点は、公権力を用いて準司法的に行う個別救済（裁定型）に関するものである。この救済方法には、憲法で保障する自由権などによって様々な制約を受け、またその救済方法自体の性質上の限界がある。権利をめぐる紛争の解決は本来司法の手段により行うべきであり、また、これを一地方公共団体で行う場合は、人的、経済的な負担も考慮してその身の丈にあった制度とすることも必要である。新たな準司法的な制度を創設する場合にはこれらの制約等に十分留意し、慎重に対応する必要がある。

なお、一般施策（教育、啓発、各種施策）及び既存の法律による個別救済制度については、各実施機関において今後とも積極的に実施し、併せて既存制度の不備は見直しを

行っていく必要がある。

イ 被害者が望んでいる救済への対応について

(ア) 被害者への支援を望むもの((1)ア)に対する救済について

上記(1) ~ (緊急避難、相談すること自体、精神的なケア)の解決は、相談等の被害者本人に対する支援であって加害者への関与はない。よって、これらの要望には、準司法的な手続きを要するまでもなく、既存の救済機関が十分に機能することによって対応できることが多い。ただし、差別表現など事案によっては相談窓口や対応機関が明確でないあるいは存在しないものがあり、この対応も検討の余地がある。

なお、救済機関の職員はもちろん総合的な相談窓口機能を担う職員にも、傾聴や問題整理支援などをはじめ、必要な能力を持つ職員の配置が必要である。

(イ) 加害者への関与を望むもの((1)イ)に対する救済について

(1)イのとおり望まれる加害者への関与の内容も一様ではない。現条例には当事者間の関係調整を図る規定もあるが、最終的には被害者の望む救済のうち「侵害の停止」「再発の防止」「制裁」を準司法的に実現する措置を定めている。準司法的な手法によって「侵害の停止」「再発の防止」「制裁」が実現される場合ももちろんありうるが、事実認定が困難な場合も少なくなく、またその解消を目的とする強制力行使には新たな人権侵害や人権尊重の社会に沿わない悪影響を生じるなど副作用の問題がある。また表面的な解決に止まって再発を招くおそれもある。更に準司法的な手法では被害者の多くが望んでいる「相手方との和解、関係調整」や「相手方の反省と謝罪」の実現はまず不可能である。

これに対し、任意の調停による方法を用いれば、関係調整や加害者の自発的な謝罪なども可能性があり、その際には侵害の停止や再発の防止にもつながる。しかし、相手方の協力がなければ実現しない点は大きな論点である。

(ウ) 施策や制度の充実を望むもの((1)ウ)に対する救済について

(2)アで述べたように、既存制度の活性化や啓発等人権施策の推進は今後とも行政の責務として推進していく必要がある。しかし、啓発効果のためだけに個別救済の制度を創設することは妥当でない。

まとめ

上記のとおり、被害者の望んでいる救済を行政がすべて行うこと、また現条例という一つの制度で行うことはさまざまな困難がある。そこで、発生している具体的事案に絞って、それぞれの場合に、どのような救済が必要であり可能であるかを検討することが必要となる。

6 救済制度、施策の提案

(1) 地方公共団体が個別救済を図る場合に踏まえるべき事項

ア 制度全体に係る留意事項

まず、検討するに当たり、救済の公平性や効率性、行政による救済の謙抑性、憲法原則の要請等を考慮すると、次のような事項を踏まえておくことが望ましい。

救済の対象（人権侵害）を限定し、明確に規定すること。

これまで述べてきたように、一つの救済制度で人権侵害のすべて、また既存制度の遺漏すべてを網羅することは困難である。仮に差別禁止のための制度とするのであれば、差別禁止を目的とすることを明記することが望ましい。

既存制度との役割分担を考慮すること

既に個別の救済制度が制定されているものについては、基本的には制度の遺漏が当該制度の改善によっては補えない場合の外、制度に屋上屋を架すことは控え、制度が十分に機能していないものはその制度の改善等に委ねるべきである（例：児童虐待、DV、高齢者虐待、ストーカー被害等）。また、企業、団体など個別の組織内部で発生した問題については、既に労働法制として制度化されており、既に制度化されている内容については、まずはこれらの制度（労働基準法、男女雇用機会均等法、個別労働関係紛争解決促進法等）に委ねるべきである。しかし、既存制度が不十分という意見が多いので、既存制度に委ねるだけでなく、これら既存の制度で救済されない事案の相談を受け、また重大な場合は関係調整を図ること等を検討する余地がある。また、既存制度の不備に関する改善等の提言も救済制度の中で積極的に行うべきである。

内心の自由の尊重が必要

加害者とされる側であっても内心の自由は保障されるので、謝罪の勧告や研修の強制参加はその侵害のおそれが高い。当事者からの意見には加害者が反省し謝罪することを救済として求めるものがあるが、これを救済機関が加害者に対して求めることは、任意を前提とする説示であっても公権力が行うことによって実質的に強制することとなるおそれが皆無ではなく、憲法で保障する内心の自由に抵触するおそれがあることに十分留意して制度設計を慎重に判断することが必要である。また、啓発のための研修への参加は、内心の自由の保障を前提とするので限界がある。

公表、過料は副作用が大きい

救済はたとえ侵害が停止（再発防止）されても、手法が適切でなければ新たな被害を生みやすい。例えば、救済に応じない加害者氏名等の公表は、その侵害回復の範囲を超え、社会的名誉、信用を損なうなど副作用が大きい。また、調査拒否に対する過料といった強権的な手法には慎重であるべきである。

表現の自由の尊重が必要

人権侵害の救済において、個人の表現の自由には最大限の配慮を要する。

家庭などの問題への行政介入は謙抑すべき

結婚などの個人の内面に関わる問題、家庭内の人間関係といった問題は、まずは当事者やその関係者で解決することが先決であって、公権力による介入は真にやむをえない場合を除き控えるべきである。

経済的な自由等を尊重すべき

憲法に規定された精神的自由以外の経済的な自由、身体的な自由、プライバシーなどの私生活上の権利等についても救済の利益と比較した上で十分な配慮を要する。

公権力による人権侵害は広く対象とすべき

公権力による人権侵害は広く対象とするべきである。運用が困難なものも推測されるが、憲法の人権保障の原則に当てはまるこの救済は積極的に行っていく必要がある。

救済機関の公平性、独立性、専門性の最大限の確保が必要

救済機関としての第三者機関には、その公平性が強く要請されるので、独立性、専門性を最大限に確保するべきである。

準司法的判断をするには救済機関の独立性が必要である。パリ原則では、国内人権機関は政府から独立するべきことが規定されている。国が法律の規定により政府から独立した人権救済機関を設けることは可能であるが、地方公共団体では地方自治法の規定により行政機関から完全に独立した救済機関を設置することはできず、よって現状においては、行政組織上の附属機関とせざるを得ない。その上で公平な判断を行い、実質的な独立を保つためには、救済機関の構成員の識見や専門性を確保すること（住民参加や当事者の参加についても検討する必要がある。）委員の選任に当たり民意を反映する方法（議会による委員推薦制度を設け当事者等の意見を含む多様な意見を反映させるなど）を検討すること、情報公開の仕方を工夫して説明責任を果たすこと、予算執行上の配慮がされること等が求められる。これらの措置が十分満たされない場合には、救済措置は相手方の利益を損なうおそれが少ないものとする必要がある。

和解や関係調整が基本的に望まれている

強制力を伴わない和解や関係調整は、相手方の意思を尊重し、双方が望む場合であれば行うことが望ましい。

相談機能、紹介機能、施策提言機能の充実が必要

人権が尊重される社会づくりに向けた行政の責務として、相談機能、専門機関の紹介

機能、施策提言機能の充実を図るべきである。

特に相手方に関与することなく実施できる相談については広く対応できることが望ましい。相談は、いわゆる「たらいまわし」にならず、またどこに相談すればよいかわからない場合にも相談できる総合相談窓口が必要であり、そこで適切な助言や専門機関の紹介を受けられることが必要である。また、相談における相談者の要望や態様は多様で、望まれる対応の仕方も個々の相談に応じて多様であり、対応する者には法律から臨床心理に至る広範な知識や能力が望まれる。しかし必ずしもすべての相談が専門家でなければ対応できないというわけではなく、被害の回復に高度のカウンセリングまで必要としない場合も少なくないので、研修を積んだ一般の職員による相談が機能する余地も少なくはない。また相談窓口で最終的な救済が図れない場合などは窓口を起点にどのようなネットワークが築かれているかが重要である。これら相談員、相談体制の在り方については今後よく検討すべきである。

イ 侵害類型ごとの留意事項

表現行為（障害、同和問題、外国人等）

表現行為（発言、態度等の差別言動（取扱いは除く）、落書き、インターネットの書き込みなど）は、聞き取りによって確認できた人権侵害の行為類型の中で一番件数が多く、また発言等の言動による差別が多数であった。発言や表情、態度による差別意思の表現による人権侵害はややもすれば過小に捉えられがちであるが、被害を受けた者の心理的影響はサービス拒否などの取扱いに劣るものではなく、発言の内容等によっては被害者に極めて深刻な影響を及ぼすことがある。憲法で定める表現の自由も他人の人権を侵害することを許容するものではないので、表意者の表現の自由に抵触するという理由だけで表現行為による侵害を対象としないとはできない。他方、表現行為に対する公権力の関与は、表意者の表現の自由、思想信条の自由に抵触するおそれがある。

また、被害者の中には加害者が発言行為の誤りを認め反省や謝罪することを望む声が多いが、救済機関がそれらを強制することはできない。また、条例の威嚇効果によって被害の発生が予防されるという意見もあるが、差別は表立って口にしさえしなければよいものといった風潮が広がり人権問題の真の解決にはならないという意見がある。また、条例の手続は威嚇効果のみを目的とするものであって実際に発動されることがないということになれば、そもそも規定することに意味がない。

このように、表現行為に対しては、行政による関与に慎重さが求められるとともに、救済の効果を十分に図ることができないおそれもある。

地方公共団体が表現行為による侵害を救済しようとする場合、

その行為が1人対1人又はそれに類似する状況でなされたなどの場合は事実確認は困難であって、表現の自由に対する萎縮効果を考慮し慎重に対応する必要がある。

行為が公然となされかつ第三者の確かな証言や証拠がある場合であっても、表現の内容を含めて行政に何らかの当事者性がある場合などは、救済機関に独立性がなければ公

正な判断が行われるか疑問であり、慎重な対応が必要となる。他方、公人、なかんずく首長の発言については、そもそも人権擁護を推進する社会的責任を担う立場であることからその是正を図る制度が必要との議論がある。

表現行為が公然となされかつ第三者の確かな証言や証拠がある場合であって、その行為や表現された内容と行政との関わりが少ない場合には、行政による救済を行うことを検討してみる必要がある。

ただし、表現行為による侵害の救済は、準司法的な手法によるのではなく、相手方の思いを伝え、話し合いの場を持つことに表意者が任意に同意する場合に、あくまで双方の任意の限りにおいて行うことが望ましい。しかし、こういった任意のあっせん、調停によって救済の効果が十分図られるか疑問がある。

なお、具体的な事案については次のように取り扱うことが現状としては妥当と思われる。

- ・学校、職場等一定の組織内における表現行為については、当該組織内において解決を図ることが適切な対応であり、また実際にその取り組みが行われている。
- ・組織の外に及ぶ場合（例：採用面接時の差別発言（不採用は差別取扱の問題）、社員が社員以外に行った差別発言）については、まずは事業者等の当該組織内における対応、事業者等としての被害者への取り組みが優先されるべきであり、例えば採用においては公正採用選考推進員制度によって適正な採用が推進されているところである。また、事業者による採用面接での問題は国の個別労働紛争解決制度による労働局長の指導がある。
- ・組織が存在しない場合（例：近隣間の言動）は、基本的な一般啓発による人権意識の高揚によるべきであり、個別事案には対等な関係における民主的な解決が適当であるが、これを補完する役割としての行政の調整的な関与は認められる余地がある。またインターネットの書き込み等についても、プロバイダー責任制限法による取組みを優先すべきである。

以上いずれにおいても、表意者の協力が望めない悪質な事案に対しては司法解決によるべきである。

また落書きなど行為者が特定できない行為については一般啓発のほかはない。

虐待行為（児童虐待、DV、高齢者虐待）及びストーカー行為

これらの行為については、救済のための個別法が整備され、また法制度の改善、体制の整備が検討されており、それらの制度による個別の取り組みに委ねるべきである。表面化しにくい虐待やその類似行為を発見する機能の強化は通告制度や調査権限の強化により進められるべきであって、条例による申告の方法では機能しない。また、暴力、性犯罪といった明らかな刑法犯罪の救済については、警察、司法等の個別の取り組みに委ねるべきである。なお、これら既存制度の実効性を高めるための検討、取り組みは継続して行っていくべきである。

家族内、近親者内における侵害行為

これらの行為については、虐待などの重大な侵害行為を除き、人権侵害か否かの行政による認定は困難である。差別による結婚の中止や反対等については、内心の自由の問題や上述した表現行為の問題があり行政が介入することは難しい。しかし、差別に当たる典型的な行為を例示することは啓発に効果があり、さらに結婚差別において現れる行為を類型化した上で行政が行うことのできる救済について検討してみる必要がある。なお、家族による障害者、高齢者の年金の流用などの財産の侵害行為については、虐待防止法は行為の差し止めが主な目的であるため、根本的な解決が同法では難しく、成年後見人制度が十分に利用されていないのでこの利用の促進を図るべきである。

雇用（募集又は採用は除く）における人権侵害

雇用関係（募集又は採用は除く。で後述）における人権侵害については、本来司法救済による解決が望ましいが、労働基準法、個別労働紛争解決制度、男女雇用機会均等法、労働審判等の制度が設けられており、まず、これらによる解決が図られるべきである。しかし、事例が表面化しにくいいためこれらの制度が充分機能しているとは言い難く、例えば病気に係る不合理な解雇、上司からのパワーハラスメントによる休職、退職といった深刻な問題が起きている。これらについては の差別取扱いと同様の検討が望まれる。

セクハラ

セクハラは、当事者の主張が対立して事実認定が困難なケースが少なくなく、事実認定が当事者の権利利益に直接影響することから司法判断以外の対応は困難であるが、男女雇用機会均等法により各事業主に自主的な取り組みが義務づけられ、また、国が行う指導や調停など個別紛争解決制度が既に設けられている。地域や友好団体内など職場以外における性的な問題（DV、性犯罪、ストーカー行為は除く）については、法的な防止義務が課されておらず、司法解決よりほかに救済方法はない。

学校、家庭等における子どもへの人権侵害（学校、施設等職員によるものを除く）

子ども間で発生する暴力やいじめ、家庭内における子どもへの人権侵害等（虐待は除く）については、発展途上にある子どもの特質、教育的観点から、学校、家庭の取り組みがまずもって優先されるべきである。子どもの問題については、国連子どもの権利条約を踏まえ、子どもの権利を保護する取り組みが必要であって、子どもが自己の意見を表明する権利等を尊重し、また子どもが相談しやすい環境の整備が必要である。

差別的取扱い（障害、同和問題、外国人）

聞き取り調査において、障害者、外国人、同和地区出身者、病気に係る者、女性、犯罪を行った者に対して差別的取扱いの事例があること、差別的取扱いは、雇用における募集又は採用（以下「採用」という。）の拒否等、そして福祉、医療、交通機関などにお

けるサービスの提供拒否等、住居の賃貸拒否等、店舗等の施設利用の拒否等の事例があることが報告された。

障害者に対する差別的取扱いは、採用、サービスの提供、賃貸借、施設利用等において、合理的な理由なく障害があるというだけで差別的な扱いを受ける事例が発生しており、事業行為により、障害者が生活していく上で不可欠な権利を合理的な理由なく侵害されている事実が認められた。これらについては、個別法があるが事実認定等が困難なため行政の関与が国の指導にとどまるもの（採用による差別）や差別禁止規定と関係行政機関の監督、指導等が個別法に定められているもの（旅館業法第5条（宿泊拒否の禁止）道路運送法第13条（運送引き受け拒否の禁止）等）個別法のないもの（賃貸業、飲食業、小売業等による差別）がある。例えば、障害者に関し、採用では、本質的な職務遂行能力の欠如や雇用のための過度の負担といった問題がないにもかかわらず「合理的配慮」がされず、障害があるだけで採用されにくいといった実態がある。また、サービスや施設の利用拒否などにおいて個別法に禁止規定があっても、その多くは事実上救済に至っていないものと推測される。また個別法がない住居の賃貸借は実際には居住が可能であっても業者から遠回しに断られるなどの事案に対し有効な救済が図られていないなどの現状がある。また、店舗の利用などでバリアフリーになっていないこと自体人権侵害であるといった意見も強くなっている。しかし、これらの行為が差別であるか否かの判断、例えば採用や賃貸借の拒否が行為者の差別によるものか、経営上等の合理的な理由があるものか、また行政による救済機関が行為者に対しその停止や改善を求めることが妥当であるかなどを判断することは容易ではない。また外国人の採用や賃貸借についても同様の問題がありうる。同和地区出身者等に対する差別的取扱いを含め、これらの救済の制度化について今後とも検討してみる必要があるが、制度化に当たっては事業者等の県民にとって不合理な負担や事業活動への過度の萎縮効果を及ぼすことのないよう十分配慮する必要がある、そのためには差別の定義や基準が明確にされ、県民の合意が得られることが必要である。

教育職員による人権侵害

教育職員（学校教育法に定める学校教育）による子どもへの体罰等の人権侵害については、学校や教育委員会以外に救済機関がなく、また保護者が相談してもこれらの機関が対応しないなどの声が聞かれる。また、人権侵害が発生しても公表されないことが多く、まず積極的な情報開示を行うべきという意見もあった。教育職員による人権侵害の問題については新たに専門的な第三者機関を設けて、相談や調整等の個別救済を行うことが望まれる。これらの機関は、国連子どもの権利条約に依拠し、その目的は教員を処罰するといったものではなく、あくまで子どもの健全な成長のために子どもの立場に立って機能するものでなくてはならず、専門的な知見による指導や調整が求められる。

福祉施設、医療施設等の職員による人権侵害

福祉施設における人権侵害については、福祉サービス運営適正化委員会によるあっせ

ん、各施設における第三者機関の設置の取り組みが行われている。また、行政による監督や命令等の個別制度があるので、このような既存の制度の実効性を高める努力が必要である。医療機関の行為についても、患者の権利が拡大され、併せて各医療サービス、医療ADR制度（注参照）、医療相談支援センターや各医療機関の苦情相談、医療法による監督、医療事故における訴訟など既存の制度の活性化に取り組むべきである。

（注）ADR（裁判外紛争解決手続）とは、仲裁、調停、あっせん等裁判によらない紛争解決方法を広く示す用語（法務省資料「ADR認証制度」から引用）

公務員によるもの（ 、 は除く）

公務員（ の教育職員による子どもへの行為、 の福祉施設、医療施設等の職員による入所者等への行為は除く）による人権侵害については、公務員の県民の奉仕者としての責任と公務の公共性を考慮して、人権侵害を広く対象とすべきであり公正中立な救済を図るため特に救済機関の独立性の確保を図るべきである。また、調査協力を拒否できる場合などは真にやむを得ない場合に限るべきである。なお、国、他の地方公共団体の公務員による県内で発生した人権侵害については、監督権限等から実効的な制度設計は困難な面があるが、可能な救済について検討してみるべきである。

法制度、行政施策の問題によるもの

例えば、外国人の地方参政権、性同一性障害者の戸籍の変更、高校入試の外国人受験者への配慮、交通案内等の外国語表記、障害者自立支援法に係る利用者負担といった法制度や行政施策の問題については、個別救済の対象とするべきかどうかを議論するのではなく、そのような法制度や行政施策自体への積極的な提言を行っていくべきである。

その他事実の確認ができなかった行為

現条例に規定された侵害行為のすべてについて聞き取り調査が実施できたわけではなく、それらは上記 ～ に準じて考えるべきである。例えば、(a) 刑務所における人権侵害、(b) 生活の平穏等の権利を侵害する粗暴な行為等について調査できていない。(a) については、国の機関に対して地方公共団体の救済機関がどれ程の実効性を持つことができるかといった点、(b) については、いわゆる迷惑防止条例によって対応されている例が多いことなどを検討すべきである。

(2) 条例見直しの方針(案)

これまで検討したとおり、人権問題を広く対象とし、かつ準司法的に取り扱う現条例は十分に機能せず、また弊害も多いことが予想され、適切な運用が期待できない。そこで、人権侵害の救済を図る新たな制度案を次のとおり示すが、執行部においては1年6ヶ月にわたる本検討委員会の議論を踏まえて新しい制度を検討していただきたい。

次の制度案はこれまでの検討結果を基に、基本的な制度モデルを提示するものであり、これらを組み合わせる制度設計が想定される。ただし、制度案検討の前提である県内の人権侵害の事実類型すべてについて聞き取り調査を行うことができていないことを付言する。

制度設計に当たっては、各案に応じて救済機関の独立性をできる限り確保すべきことをはじめ、これまで述べた論点を十分に踏まえることが必要である。

1 人権侵害の対象を限定する方法案

案1 公務員による人権侵害に限定した人権救済条例

ア 理由

現条例に対する批判の一つは、公権力が私人間、私生活へ過度に介入するという懸念であり、条例の対象を公務員による人権侵害に限定することにより、この懸念が払拭できる。同時に、直接的には国民の権利を国家権力から保障する憲法上の人権の観念に合致する。

イ 問題点等と望まれる対応

次のような問題点が考えられ、その対応が望まれる。

救済機関の完全な独立性の確保は法律上困難であるが、公務員の場合にあっては特に、実質的な公平性が確保できる程度に独立性を担保できることが課題である。これに関しては、議会に委員推薦委員会(有識者、法曹、当事者等で構成)を設けること、委員会事務局の専門職及び一般職職員の選考、処遇等に配慮すること(有資格者を有利な処遇で採用。一般職員の異動に対する委員の意見表明権など)などの措置が必要である。

国や市町村の機関や職員による人権侵害であっても、相談を受けて、それに対する共感や示唆を示し、また制度の問題等の提言等を行うことが望まれる。国、市町村の機関や職員の行為については、県条例によって救済機関に一方的な拘束力を設定することは法律上困難である(市町村について地方自治法第245条の2(県の関与の法定主義)、国について国家行政組織法第2条及び第3条(組織と所掌事務))のでそれらの機関と県との間で協定を結ぶなどにより救済の実効性を上げるべきである。

公務員による人権侵害は広く対象とすべきであるが、聞き取り等で確認できた事

例は職員の公立学校、施設における行為、行政窓口における発言等に限られており、すべての行為を対象とすることは広範囲に過ぎるとの意見もあり得るので、制度が対象とする機関や職員による行為の類型化と救済手続については十分な検討が必要である。

救済手続の発動は基本的には救済申立てによる方法が可能であるが、申立てによって加害者とされた者と実質的な責任者が異なる場合についても救済を図るべきであり、この措置の検討も必要である。

現条例に定める調査協力を拒否できる事由は、救済の実効性を上げるため見直しが必要である。

案2 子どものための人権救済条例

ア 理由

子どもの人権の侵害事例は、学校におけるもの（教育職員からのもの、子ども間のもの）、家庭や施設、地域におけるものなどが多く報告され、またその内容も多様で原因も単一ではない。国連子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの健全やかな成長を支援する仕組みが求められている。

家庭内での虐待を除き、救済のための十分な法的制度がない。

学校教育における人権侵害については、教育委員会も救済機能を有しているが、相談、調整を行って子どもの権利を擁護する第三者機関の設置を求める声が多く、また現状は事案が表面化せず問題が解決されにくい傾向にあり、新たな機関が必要という意見がある。

イ 問題点等と望まれる対応

目的は子どもの権利の擁護であり、この目的に合った適切な救済手続を設計する必要がある。子どもへの人権侵害はその内容や程度も様々であって、準司法的な侵害認定、勧告等ではなく、調停型、関係調整型の手続や継続的な支援が必要な場合も多く想定される。そのためにも、救済機関や相談窓口には、公平性、専門性（心理、福祉、法律等）及び子ども自身が相談しやすいしくみが必要である。救済機関の必要性やその具体的な内容については、教育、児童福祉等の関係機関、専門家、子どもの保護者などが改めて検討するべきである。

事案の性質上人権侵害の事実確認が困難な場合が多く（学校教育については教育の専門性が存在し、また指導と侵害の区別が不明瞭）、また侵害に対する有効な救済の方法（成長過程における子どもの問題）は一様でなく、当事者に即した丁寧な対応が要求される。

学校教育については、教員の教育権の保障と救済機関の関与についての整理が必要である。また案1と同様に、国、市町村との関係について配慮していく必要がある。学校教育においては、国立、市町村立学校における事案についても相談を受けて、共感や示唆、さらに強制力を伴わない関係調整等を行うことが望ましい。

案3 差別行為に限定した差別禁止条例（私人による行為も対象）

（1）対象を包括的にすることなく、特定分野や特定の行為に限定する。

ア 人権侵害の範囲

障害、外国人、同和地区出身、性別、病気に係る差別をそれぞれ条例の対象とすることが可能である。

イ 救済措置、手続の内容

（案3 - 1）差別認定、指導、勧告（公表、過料は採用しない）による裁定型（現
条例型）

（案3 - 2）任意の調停型

ウ 差別行為の範囲

条例の対象とする差別行為の具体的な範囲（差別認定のための基準）の明確化

エ 理由

差別の違法性に対し地方公共団体の積極的な対応を望む声は多い。
聞き取り調査によって確認できた人権侵害の事実の多くは差別に関わる事例である。
大きな影響をもたらす過料、公表を採用せず勧告あるいは任意の調停にとどめること
によって申し立てられた者の権利利益を損なう可能性が小さくなり、併せて
自由な言論の萎縮につながる副作用も軽減される。

オ 問題点等と望まれる対応

差別行為の具体的な基準の設定には県民の意見を反映した十分な検討が必要である
（更に施行後の運用の積み重ねが安定的な運用に資するであろうことも予想される）。
救済措置についての判断の適正を図るため、調査手続（例：調査を求められる人の
権利利益の保障のため合理的理由によって拒否できること、反論権の保障など）
や救済機関を補助する組織や手続（例：専門的知見を有する人的集団からの
助言）の検討が必要である。
案3 - 1においては裁定型（準司法的な救済）の問題点（勧告等強制手段の妥当
性の問題（妥当な場合の限定化の問題）、営業の自由等新たな人権侵害のおそれ
の問題、適正手続の保障に欠ける問題）が残るので、 の検討が十分に必要
である。
案3 - 2においては加害者とされる側の協力がなければ救済の効果が上がらな
いが、この点はそもそも地方公共団体が行う救済には限界があることを考慮すれ
ば制度の意義を否定するものではなく、深刻な事案であるにもかかわらず相手方
の協力が得られないために制度が機能しない事態が多発する場合には再度案3
- 1を検討することとし、案3 - 2の調停型条例を施行することも一つの選択肢
である。
案3 - 2においては一定の表現行為を加えるなど対象を若干広い範囲とするこ

とができる可能性があるが、任意のあっせん、調停によって差別的な表現行為の救済の効果が十分図られるか疑問があり、また表現行為について公権力が関与することは極めて慎重であるべきであることから、対象とする表現行為の限定を十分検討する必要がある。

2 相談機能、紹介機能、施策提言機能を充実する案

(1) 県は施策としてこれらの機能の充実を図り、また各種の審議会等附属機関などは施策提言を積極的に行っていくべきである。

ア 理由

侵害事実の確認や当事者、救済機関からの聞き取りを通じて、相談機能、紹介機能、施策提言機能の充実の重要性が確認された。

イ 問題点等と望まれる対応

相談機能充実の具体策は、既存機関の対応の充実を含めた検討が必要である。施策提言は、個別の相談や個別救済により蓄積された事例を十分検討した上で、それらを反映する方法で行うことが必要である。

新たな救済機関を設ける場合には、個別救済と相談、紹介、施策提言の各機能の関連づけを図ることが必要であり、また救済機関が十分に機能するためには職員に臨床心理士、社会福祉士等の専門的職員の配置が必要である。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例によって、人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため人権尊重の社会づくり協議会が設けられている。また、人権課題は多様であり、人権課題ごとに専門の審議会等も存在する。そこで既存の審議会等提言機能を有する機関がその提言機能を一層発揮するための方策（県民ニーズの把握、提言機能の契機充実など）を検討すること、また、各審議会と全体的な提言機能をもった機関との効果的、機能的な連携が必要である。

相談事例等の有無に関わらず広く県内の人権問題について把握し提言していく方法についても検討していく必要がある。例えば、人権尊重の社会づくり協議会は人権問題全般についての提言機能を有しているので、県民の「意見の反映」だけでなく、「政策の提言」機能も重視した構成にすべきである。

「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」の経過

年 月	事 項
平成14年 6月	知事が一般質問に対して地方レベルの人権救済制度の必要性を表明
平成15年 6月	人権救済制度検討経費を予算計上
平成15年 9月	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会に制度のあり方、条例案の検討を諮問
平成16年 8月	人権救済制度の概要について常任委員会報告及びパブリックコメント
平成16年11月	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会において最終審議
平成16年12月	「鳥取県人権救済手続条例」を知事提案（12月1日） 鳥取県弁護士会が会長声明を発表（12月7日） 会派「信」が「鳥取県人権救済手続条例案」を提案 知事案、会派「信」案ともに継続審査
平成17年 2月	2月議会で引き続き継続審査（ 続く6月議会でも継続審査 ）
平成17年10月	9月議会で「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が議員提案される。 鳥取県弁護士会会長が声明を発表 議員提案の条例が成立（知事、会派「信」の提案条例案は審議未了廃案）
平成17年12月	鳥取県弁護士会が条例施行規則の検討委員会への会員派遣を拒否 学識経験者等による「人権条例に関する懇話会」（第1回）を開催
平成18年 1月	「人権条例に関する懇話会」（第2回）を開催 知事から議会各会派に対し、懇話会の意見を伝達
平成18年 2月	知事、2月議会に「停止に関する条例」と見直し事業費予算を提案
平成18年 3月	「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例」成立 「人権救済条例見直し事業費」予算成立 （附帯意見：人権を侵害され救済を求める県民が多数おられることは明かであり、 検討の過程の透明性、公平性を確保しながら見直しに要する期間は必要最小限とし、 速やかに実効性のある条例を施行すること）
平成18年 5月 ～ 平成19年10月	人権救済条例見直し検討委員会の開催（計18回） 救済機関、当事者等からの聞き取り、審議、検討委員会意見の取りまとめ 検討委員会の開催状況の詳細は別紙2のとおり

鳥取県人権救済条例見直し検討委員会の開催状況

別紙 2

年月日	事項
平成18年 5月2日	第1回人権救済条例見直し検討委員会 (1) 会長互選 (2) 見直し方法について
平成18年 6月10日	第2回人権救済条例見直し検討委員会 (1) 人権の概念について (2) 人権救済制度の状況について(高齢者)
平成18年 7月23日	第3回人権救済条例見直し検討委員会 人権救済制度の状況について(女性、子ども)
平成18年 8月17日	第4回人権救済条例見直し検討委員会 「人権救済制度と地方公共団体の取組みに関する検討」 助言者 新潟大学法科大学院教授 山崎公士 氏 九州大学名誉教授 大隈義和 氏
平成18年 9月7日	第5回人権救済条例見直し検討委員会 (1) 人権救済制度の状況について(法務省:人権侵犯事件調査処理規程) (2) 第4回人権救済条例見直し検討委員会助言者との意見交換での議論について
平成18年 10月17日	第6回人権救済条例見直し検討委員会 人権救済制度の状況について(外国人)
平成18年 11月21日	第7回人権救済条例見直し検討委員会 人権救済制度の状況について(疾病、性的マイノリティ、犯罪や非行を犯した人、 同和問題)
平成18年 12月22日	第8回人権救済条例見直し検討委員会 人権救済制度の状況について(障害者)
平成19年 1月18日	第9回人権救済条例見直し検討委員会 これまでの検討委員会における意見の整理について
平成19年 2月8日	第10回人権救済条例見直し検討委員会 人権侵害、救済制度の状況について(外国人、女性、高齢者の当事者等)
平成19年 3月23日	第11回人権救済条例見直し検討委員会 人権侵害、救済制度の状況について(障害の当事者等)
平成19年 4月27日	第12回人権救済条例見直し検討委員会 人権侵害、救済制度の状況について(同和問題、疾病の当事者等)
平成19年 5月31日	第13回人権救済条例見直し検討委員会 人権侵害、救済制度の状況について(子どもの人権問題の当事者等)
平成19年 6月28日	第14回人権救済条例見直し検討委員会 人権救済条例の法的整理について
平成19年 7月17日	第15回人権救済条例見直し検討委員会 人権救済条例の法的整理について
平成19年 8月27日	第16回人権救済条例見直し検討委員会 人権救済条例の法的整理について
平成19年 9月28日	第17回人権救済条例見直し検討委員会 人権救済条例の法的整理について
平成19年 10月18日	第18回人権救済条例見直し検討委員会 検討委員会意見の取りまとめについて

国内機構の地位に関する原則（パリ原則）

権限及び責務

- 1 国内機構には、人権を促進し、擁護する権限が付与されるものとする。
- 2 国内機構には、できるだけ広範な任務が与えられるものとし、その任務は、機構の構成及び権限の範囲を定める憲法又は法律に明確に規定されるものとする。
- 3 国内機構は、特に、次の責務を有するものとする。
 - (a) 政府、議会及び権限を有する他のすべての機関に対し、人権の促進及び擁護に関するすべての事項について、関係当局の要請に応じ、又は、上位機関に照会せずに問題を審理する権限の行使を通じて、助言を与えるという立場から、意見、勧告、提案及び報告を提出すること。国内機構は、これらの公表を決定することができる。これらの意見、勧告、提案及び報告は、国内機構のあらゆる特権と同様に、以下の分野に関連するものとする。
 - (i) 人権擁護の維持及び拡張を目的とするすべての法規定又は行政規定並びに司法機関に関する規定。この関係で、国内機構は、法案や提案と同様に、現行の法律や行政規定を審査し、これらの規定を人権の基本原則に確実に適合させるために適切と考える勧告を行うものとする。必要な場合には、国内機構は、新しい法律の採択、現行の法律の改正及び行政施策の採用又は修正を勧告するものとする。
 - (ii) 自ら取り上げることを決めたあらゆる人権侵害の状況。
 - (iii) 人権一般に係る国内の状況及びより具体的な問題に関する報告書の作成。
 - (iv) 国内で人権が侵害されている地域の状況について政府の注意を促し、そのような状況を終結させるためにイニシアティブをとるよう要請し、必要な場合には政府の立場や対応について意見を表明すること。
 - (b) 当該国家が締約国となっている国際人権条約と国内の法律、規則及び実務との調和並びに条約の効果的な実施を促進し確保すること。
 - (c) 上述の条約の批准又は承認を促し、その実施を確保すること。
 - (d) 国が条約上の義務に従って、国連の機関や委員会、又は地域機構に提出を求められている報告書に貢献すること。必要な場合には、機構の独立性にしかるべき注意を払いながらもその問題について意見を表明すること。
 - (e) 国連及び他の国連機構の組織並びに人権の促進及び擁護の分野において権限を有する地域機構及び他国の国内機構と協力すること。
 - (f) 人権の教育や研究のためのプログラムの策定を援助し、学校、大学及び職業集団におけるそれらの実施に参加すること。
 - (g) 特に情報提供と教育を通じ、そしてすべての報道機関を活用することによって、国民の認識を高め、人権とあらゆる形態の差別、特に人種差別と闘う努力とを宣伝すること。

構成並びに独立性及び多様性の保障

- 1 国内機構の構成とそのメンバーの任命は、選挙によると否とにかかわらず、人権の促

進及び擁護にかかわる(市民社会の)社会的諸勢力からの多角的な代表を確保するために必要な担保をすべて備えた手続に従った方法でなされなければならない。特に、それは、次に掲げるものの代表者との間に効果的な協力関係を築くことを可能にする社会的勢力によって、又は次に掲げるものの代表者を参加させて、行われなければならない。

- (a) 人権と人種差別と闘う努力とを責務とする N G O , 労働組合, 例えば弁護士会, 医師会, ジャーナリスト協会, 学術会議のような関係社会組織や専門家組織
 - (b) 哲学又は宗教思想の潮流
 - (c) 大学及び資格を有する専門家
 - (d) 議会
 - (e) 政府の省庁(これが含まれる場合, その代表は助言者の資格においてのみ審議に参加すべきである。)
- 2 国内機構は、活動の円滑な運営にふさわしい基盤、特に十分な財政的基盤を持つものとする。この財政基盤の目的は、国内機構が政府から独立し、その独立に影響を及ぼすような財政的コントロールに服することのないように、国内機構が独自の職員と事務所を持つことを可能にすることである。
- 3 機構のメンバーに対して実際の独立性に不可欠な安定した権限を保障するため、メンバーの任命は、一定の任期を定めた公的行為によりなされるものとする。機構のメンバーの多様性が確保されているならば、任期は更新することができる。

活動の方法

国内機構は、その活動の枠組みの中で、

- (a) 政府からの付託か、上位機関に対する照会なしに自ら取り上げたかにかかわらず、構成メンバー又は申立人の申出により、その権限内の問題を自由に検討する。
- (b) 権限の範囲内の状況を評価するのに必要であれば、いかなる者からも聴取し、いかなる情報や文書をも入手する。
- (c) 特に、機構の意見及び勧告を公表するため、直接又は報道機関を通じて、世論に働きかける。
- (d) 定期的に、また必要な場合はいつでも、正式な招集手続を経た上、すべてのメンバーの出席の下に会合を開く。
- (e) 必要に応じてメンバーによるワーキンググループを設置し、機構の機能の履行を補助するために、地方又は地域事務所を設ける。
- (f) 管轄を有するか否かにかかわらず、人権の促進及び擁護の責務を有する組織(特にオンブズマン、調停人及び同種の機構)との協議を継続する。
- (g) 国内機構の活動の拡充において非政府組織が果たす基本的な役割を考慮して、人権の促進及び擁護、経済的、社会的な発展、人種差別主義との闘い、被害を受けやすい集団(特に子ども、移住労働者、難民、身体的・精神的障害者)の擁護並びに専門分野に取り組んでいる N G O との関係を発展させる。

準司法的権限を有する委員会の地位に関する補充的な原則

国内機構に対しては、個別の状況に関する申立てないし申請を審理し、検討する権限を

与えることができる。国内機構の扱う事件は、個人、個人の代理人、第三者、NGO、労働組合の連合会及びその他の代表制組織が持ち込むことができる。この場合、機構に委ねられた機能は、委員会の他の権限に関する上記の原則を変更することなく、以下の原則に基づくことができる。

- (a) 調停により、又は法に規定された制約の範囲内で、拘束力のある決定によって、また必要な場合には非公開で、友好的な解決を追求すること。
- (b) 申請を行った当事者に対し、その者の権利、特に利用可能な救済を教示し、その利用を促進すること。
- (c) 法に規程された制約の範囲内で、申立てないし申請を審理し、又はそれらを他の権限ある機関に付託すること。
- (d) 特に、法律、規則、行政実務が、権利を主張するために申請を提出する人々が直面する困難を生じさせてきた場合には、特にそれらの修正や全面改正を提案することによって、権限ある機関に勧告を行うこと。

「法務省人権擁護推進審議会」資料から転載

分野	聞取機関	聞取人数	委員会への出席(人)
同和問題 (4機関)	鳥取市人権文化センター	2	
	鳥取市同和対策課・人権推進課	3	(1)
	倉吉市人権政策課	6	(2)
	県同和対策課	2	(1)
障害者 (8機関)	障害者支援センターしらはま・障害者就業生活支援センターしらはま	2	(2)
	八頭町障害者地域生活支援センター	1	
	支援センターサマーハウス	1	
	倉吉市障害者地域生活支援センターぼかぼか	1	(1)
	中部障害者地域生活支援センター	2	(1)
	地域生活支援センターまちくら	1	
	障害者福祉サービス事業所エポック翼	1	
	NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター	1	
外国人 (3機関)	鳥取県在日外国人教育研究連絡会	1	(1)
	(財)鳥取県国際交流財団	1	(1)
	タイム(とっとり国際交流連絡会)	3	(1)
子ども (3機関)	県子ども家庭課	2	(2)
	県児童相談所	1	(2)
	県教育委員会人権教育課	2	
女性 (2機関)	県婦人相談所	2	(1)
	鳥取労働局(雇用均等室)	1	
高齢者 (4機関)	鳥取市中央地域包括支援センター	2	
	境港市高齢者対策課	3	
	鳥取県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会	1	
	鳥取県社会福祉協議会高齢者総合相談センター	1	
疾病 (5機関等)	県健康対策課	3	(1)
	県東部福祉保健局健康支援課	3	(1)
	県医務薬事課	2	(1)
	県立中央病院地域医療連携室	2	(1)
	県精神保健福祉センター	2	(1)
人権全般 (3機関)	鳥取地方法務局	2	
	(社)鳥取県人権文化センター	3	
	いのちの電話	1	
その他雇用 問題・犯罪 を侵した者 (4機関)	県消費生活センター	2	
	県労働委員会	3	
	鳥取労働局(企画室)	1	
	鳥取保護観察所	1	
計	36機関	68	17機関(21)

のある機関は検討委員会にて直接委員と意見交換を行った機関。

分野	聞取団体等	聞取人数	委員会への出席(人)
同和問題 (2団体)	部落解放同盟鳥取県連合会	4	(3)
	鳥取県同和教育推進協議会	3	(3)
障害者 (13団体)	鳥取県身体障害者福祉協会	3	(1)
	鳥取県腎友会	2	(1)
	鳥取県肢体不自由児・者父母の会連合会	1	
	(社)鳥取県視覚障害者福祉協会	20	(1)
	日本筋ジストロフィー協会鳥取県支部	6	(1)
	鳥取県手をつなぐ育成会	1	(1)
	(社)日本自閉症協会鳥取県支部	5	(3)
	鳥取県精神障害者家族会連合会	2	(2)
	特定非営利活動法人すてっぴ	2	
	鳥取県ろうあ団体連合会	2	
	(社)日本オストミー協会鳥取県支部	1	
	日本てんかん協会鳥取県支部	1	
	鳥取県高次脳機能障害者家族会	1	
外国人 (4団体等)	在日本大韓民国民団鳥取県地方本部	1	(1)
	(財)鳥取県国際交流財団相談員	1	(1)
	鳥取大学国際交流センター	2	(1)
	外国人の権利擁護に取り組む学識者	1	
子ども (9団体等)	(特)こども未来ネットワーク・チャイルドラインうさぎのみみ	1	(1)
	(特)子どもセンターぼちぼち	2	(1)
	子どもの人権広場、県弁護士会子どもの権利委員会	1	(1)
	鳥取たんぼぼの会、不登校の子と親の会	1	(1)
	鳥取県PTA協議会 元役員	1	(1)
	母子生活支援施設少年指導員	1	
	大山町教育支援センター「寺子屋」	4	
	(特)子どもの虐待防止ネットワーク鳥取	1	(1)
	鳥取県子ども家庭育み協会	1	
女性 (2団体)	みもぎの会	2	(1)
	県男女共同参画センターよりん彩相談員	3	(1)
高齢者 (4団体)	認知症の人と家族の会	2	(1)
	デイサービスセンター(1施設)	5	
	鳥取市民生児童委員協議会	11	
	介護老人保健施設(1施設)	1	
疾病 (4団体等)	長島と鳥取を結ぶ会	1	(1)
	ハンセン病などの疾病や障害者に係る取り組みを行う者	1	
	容貌の変わる病気に関する取り組みを行う者	1	(1)
	性同一性障害に関する取り組みを行う者	1	
計	38団体等	100	23団体等(30)

のある団体等は検討委員会にて直接委員と意見交換を行ったもの。

鳥取県内で発生した人権侵害の類型と救済施策

(注)検討委員会における委員、当事者等、救済機関の意見を整理したものである。

	行為	行為の場所等	行為類型(表現・取扱い等の別)	相手方特定	刑法・民法等以外の救済制度		救済の在り方等に関する意見	新たな救済方法に関する意見	現行制度による対応方法(想定)
					内容	問題点			
同和問題	差別発言等	地域、家庭、職場、学校	言動				表現行為への行政関与は慎重であるべき。事実確認が困難(証拠事実等の不足)	被害者のカウンセリング相談 被害者のケア 加害者の事実認識、謝罪や研修への参加 差別禁止条例	啓発
	落書き	公共施設、学校	表現	×が多数			多くの場合は加害者が不明。		加害者が判明している場合は学校、住民、施設管理者による対応が可能。
	インターネット	パソコン等(特定できず)	表現	×が多数	プロバイダ責任制限法によるプロバイダの自主規制	削除の強制力はない			啓発・制度促進
	差別投書	(自宅への郵送)	表現	×が多数			多くの場合が加害者が不明		加害者が判明している場合は学校、住民による対応が可能。
	結婚差別	家庭、親族間	言動・取扱い				内心・家庭内の問題。DV等でも行政の家庭内関与があり、親等の侵害行為には対応の余地がある。		啓発
	就労(不採用)	企業等・職場	取扱い		個別労働紛争解決制度等による指導	採用は個別労働紛争解決制度のあっせん、労働審判の対象外	採用は経済活動の自由を逸脱する判断が困難		啓発・指導の機能発揮
	戸籍の不正目的取得	市町村・役場等	行為		戸籍法による不当目的申請の拒否・不正申請への罰金(個人・事業者)	不正等の認定が困難	個別法の改正が優先		啓発・制度促進
障害	差別発言等	地域、施設、交通機関、店舗、行政、職場、学校、報道	言動				表現行為への行政関与は慎重であるべき。事実確認が困難(証拠事実等の不足)	被害者のカウンセリング相談 被害者のケア 加害者の事実認識、謝罪や研修への参加 差別禁止条例	啓発
	結婚差別	家庭、親族間	言動・取扱い				内心・家庭内の問題。DV等でも行政の家庭内関与があり、親等の侵害行為には対応の余地がある。		
	虐待	家庭、施設	言動、暴力		児童・高齢者等の虐待防止法、施設におけるものは福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決制度、障害者自立支援法による事業者、施設の検査、改善命令等	虐待防止法の機能の問題。事例が表面化しにくい。児童、高齢者以外の制度が不足(相談のみ)	条例の申立てになじまない。現行制度の改善・機能促進が必要	立法化の動き(与党内で法案検討)	啓発、制度促進、障害者自立支援法による監督制度の機能発揮
	貸貸拒否	不動産事業者	取扱い		障害者自立支援法による市町村の地域生活支援事業(住宅入居等支援事業)	地域生活支援事業は人権侵害の回復が目的ではない。住宅入居等支援事業の取り組みが不十分	賃貸業者の営業の自由を逸脱する判断が困難	被害者のカウンセリング相談 被害者のケア 加害者の事実認識、謝罪や研修への参加 差別禁止条例	啓発・地域生活支援
	サービス拒否	交通機関、医療等施設、店舗	取扱い		障害者自立支援法による市町村の地域生活支援事業(相談支援事業)。旅館業法、医師法、補助犬法など	地域生活支援事業については同上。他の個別法の対象は一部行為のみ	近年僅少。自浄作用あり。事実認定が困難な場合がある。		
	施設不備	店舗、施設等	施設整備		バリアフリー新法、福祉のまちづくり条例	特定の施設以外に義務がない。	合理的配慮の問題。経営規模等により経済活動の自由を逸脱する判断が困難		
	就労(不採用、労働条件、解雇)	企業等、行政	取扱い		労働基準法による監督、罰則、個別労働紛争解決制度によるあっせん等、労働審判、障害者雇用促進法による雇用促進、障害者自立支援法による就労支援	採用は労働基準法、個別紛争解決制度のあっせん、労働審判の対象外(行政指導のみ)。解雇、労働条件等で違法の認定が困難。法定雇用率違反には納付金で済ます傾向。就労支援は侵害行為の回復が目的ではない。	採用、労働条件、解雇について経済活動の自由を逸脱する判断が困難。	啓発、就労支援、労働基準法の監督制度の機能発揮	

	行為	行為の場所等	行為類型(表現・取扱い等の別)	相手方特定	刑法・民法等以外の救済制度		救済の在り方等に関する意見	新たな救済方法に関する意見	現行制度による対応方法(想定)
					内容	問題点			
障害	経済的損失	家庭、業者	行為		成年後見制度	違法行為の認定が困難。後見制度の機能の問題	現有制度を活性化すべき		啓発・制度促進
	福祉施設での侵害	施設	言動		福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決制度、障害者自立支援法による検査、改善命令等	事例が表面化しにくい。制度が利用されにくい。	施設の体制充実が必要		制度促進、障害者自立支援法による監督制度の機能発揮
	就学指導	学校、教育委員会	取扱い				学校体制の充実が必要		教育・啓発
	マスコミ報道(精神障害病歴報道)	新聞、放送等	報道		報道機関の自主的取り組み	義務はない。	報道の自由に係る問題		報道機関の取り組みを尊重
	支援制度の不足、不備	(国、自治体等行政)	制度整備				一般施策の問題		制度改正・制度促進
外国人	差別発言等	地域、家庭、職場、学校	言動				表現行為への行政関与は慎重であるべき。事実認定が困難。	被害者のカウンセリング相談	啓発
	インターネット	パソコン等(特定できず)	表現	×が多数	プロバイダ責任制限法によるプロバイダの自主削除	強制力はない	表現行為への行政関与は慎重であるべき		啓発・制度促進
	落書き	公共施設、学校	表現	×が多数			多くは加害者が不明。	被害者のケア	加害者が判明している場合は学校、住民、施設管理者による対応が可能。
	結婚差別	家庭、親族間	言動・取扱い				内心・家庭内の問題。DV等でも行政の家庭内関与があり、親等の侵害行為には対応の余地がある。	被害者のカウンセリング相談 差別禁止条例	啓発
	就労(不採用、労働条件、解雇)	企業等・職場	取扱い		労基法による監督、罰則。個別労働紛争解決制度によるあっせん等。労働審判	採用は労働基準法、個別紛争解決制度のあっせん、労働審判の対象外(行政指導のみ)。解雇、労働条件等で違法の認定が困難。	採用、労働条件、解雇について経済活動の自由を逸脱する判断が困難。	差別禁止条例	啓発、制度促進、労働基準法による監督制度の機能発揮
	賃貸拒否	不動産事業者	取扱い				賃貸業者の営業の自由を逸脱する判断が困難	差別禁止条例	啓発・生活相談
	制度不備等(教育・進学への配慮、出身国の文化や慣習の尊重、地方選挙権)	地域、家庭、職場、学校	言動・取扱い・制度整備			(財)県国際交流財団の相談制度	相談者への支援にとどまる。	施策等の充実が必要	
子ども	児童間における差別、いじめ	学校等	言動・暴力		学校、教育委員会の対応 相談機関(国、自治体、民間)		教育現場での救済が本来 事実認定が困難		教育・啓発
	学校の教師による暴力、発言等	学校	言動・暴力		学校教育法、地方公務員法等、相談機関	教育的行為との区別が不明確	事実認定が困難		
	施設職員の発言等人権侵害	施設等	言動		児童虐待防止法、福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決制度、児童福祉法による検査、改善命令等	指導等行為との区別が不明確。表面化しにくい。	施設の体制整備が必要	第三者機関の設置	啓発、制度促進、児童福祉法による施設への監督制度の機能発揮
	外国人、犯罪歴・非行歴のある子どもなどの入学・進学問題	学校	取扱い		学校、教育委員会の対応 相談機関(国、自治体、民間)		教育現場での救済が本来		教育・啓発
	虐待	家庭・学校・施設	言動・暴力		児童虐待防止法、施設におけるものには福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決制度、児童福祉法による検査、改善命令等	事実が表面化しにくい。	条例の手続では救済できない。現行制度の改善・機能促進が必要		啓発、制度促進、児童福祉法による施設への監督制度の機能発揮

	行為	行為の場所等	行為類型(表現・取扱い等の別)	相手方特定	刑法・民法等以外の救済制度		救済の在り方等に関する意見	新たな救済方法に関する意見	現行制度による対応方法(想定)
					内容	問題点			
女性	就労(不採用、労働条件、解雇等)	企業等・職場	取扱い		男女雇用機会均等法による差別禁止。国の機会均等調停会議による調停、紛争解決援助のための指導、勧告。	自主解決が原則。調停、勧告等に受諾の義務はない。採用は調停の対象外。訴えにくい	採用、労働条件、解雇について経済活動の自由を逸脱する判断が困難。	差別禁止条例	啓発、制度促進、男女雇用機会均等法による監督制度の機能発揮
	セクハラ	職場・地域・学校・家庭	言動		男女雇用機会均等法による指導、国の機会均等調停会議による調停	雇用者が対象。労働関係以外に救済制度がない。	企業、私人間の自主的な解決を優先。加害者とされた側の社会的信用がなくなるため慎重な判断が必要。事実認定が困難	カウンセリング相談(労働関係以外) 人権侵害事実の認識、加害者の謝罪や研修への参加	
	虐待	家庭、恋人間	言動・暴力		DV法	事実が表面化しにくい。法規定上は恋人間の暴力に適用されない。	条例の手続では救済できない。現行制度の改善・機能促進が必要。	被害者のカウンセリング相談	
	ストーカー・レイプ	地域、家庭、恋人間	言動・暴力		ストーカー規制法	事実が表面化しにくい。	犯罪行為の救済は法に委ねる。現行制度の改善・機能促進が必要。		
高齢者	虐待	家庭	言動・暴力		高齢者虐待防止法。地域包括支援センターに社会福祉士等専門家を配置	事実が表面化しにくい。	条例の手続では救済できない。現行制度の改善・機能促進が必要。		啓発、制度促進、老人福祉法による施設への監督制度の機能発揮
	施設職員の暴力、発言等人権侵害	施設等	言動・暴力		高齢者虐待防止法、福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決制度、老人福祉法による検査、改善命令等	介護等行為との区別が不明確。表面化しにくい。	条例の申立てになじまない。現行制度の改善・機能促進が必要。施設の体制充実が必要		
	不当な身体拘束等	施設	拘束行為		福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決制度、老人福祉法による検査、改善命令等	介護等行為との区別が不明確。表面化しにくい。	条例の申立てになじまない。現行制度の改善・機能促進が必要。施設の体制充実が必要		
	経済的損失	家庭、業者	行為		成年後見制度	違法行為の認定が困難。後見制度の機能の問題	現行制度を活性化すべき		
疾病	差別発言等	地域、職場、医療機関	言動				表現行為への行政関与は慎重であるべき。事実確認が困難(証拠事実等の不足)	被害者のカウンセリング相談 差別禁止条例	啓発
	家族等への結婚差別	地域、家庭、親族間等	言動・取扱い				内心・家庭内の問題。DV等でも行政の家庭内関与があり、親等の侵害行為には対応の余地がある。		
	医療現場での不適切取扱い	医療機関	言動・取扱い		医療について相談等制度(医療相談支援センター)。医療過誤は司法救済	医療機関の自主的解決	医療機関の自主的解決を優先		啓発、制度促進、労働基準法による監督制度の機能発揮
	就労(不採用、労働条件、解雇)	企業等・職場	取扱い		労働基準法による監督、罰則。個別労働紛争解決制度によるあっせん。労働審判	採用は労働基準法、個別紛争解決制度のあっせん、労働審判の対象外(行政指導のみ)。解雇、労働条件等で違法の認定が困難。	採用、労働条件、解雇について経済活動の自由を逸脱する判断が困難。	差別禁止条例	
	制度不備等(性同一性障害の戸籍、医療制度等)	—	制度整備				法律等の制度改正が必要		制度促進・法制度改正
犯罪歴のある者	就労(不採用、解雇)	企業等・職場	取扱い		労働基準法による監督、罰則。個別労働紛争解決制度によるあっせん。労働審判	採用は労働基準法、個別紛争解決制度のあっせん、労働審判の対象外(行政指導のみ)。解雇で違法の認定が困難。	採用、解雇について経済活動の自由を逸脱する判断が困難。		啓発、制度促進、労働基準法による監督制度の機能発揮

聞き取り調査によって本県内の人権侵害の事実がすべて把握できたわけではなく、近隣における迷惑行為、刑務所におけるもの、マスコミ報道によるものなどもあるとされている。

人権救済条例見直し検討委員会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
あいざわ なおこ 相澤 直子	鳥取大学地域学部講師 (生存権・地域福祉政策・住民参加等)	
あさくら かおり 朝倉 香織	社 会 福 祉 士	
おおたわら しゅんすけ 大田原 俊輔	弁 護 士	会長代行
くにとし まおみ 國歳 眞臣	鳥取大学名誉教授(社会学)	
たむら いさお 田村 勲	特定非営利活動法人子どもの虐待防止 ネットワーク鳥取(CAPTA)理事長	
ながい いずみ 長井 いずみ	税 理 士	
なかむら ひでき 中村 英樹	鳥取大学地域学部講師(憲法・行政法)	
ながやま まさお 永山 正男	鳥取大学副学長(選挙・政治)	会 長
ひくち はるこ 樋口 春子	元小学校長・元伯耆町人権教育推進員	
やすだ としろう 安田 寿朗	弁 護 士	

(50音順。敬称略)